

バリアフリー新法チェックシート

駐車場名：

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）		届出者記入欄		判定
		設計値等	備考	
第1条 （趣旨）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和32年法律第106号）、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）及び駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）に定めるもののほか、この省令に定めるところによる。			
第2条 （路外駐車場車いす使用者用駐車施設）	車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）を一以上設けているか。 ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではない。			
	幅員を3.5m以上確保しているか			
	車いす使用者用の表示をしているか			
第3条 （路外駐車場移動等円滑化経路）	第3条に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか			
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。			
	経路上に段差は設けていないか			
	段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか			
	経路を構成する出入口の幅は、80cm以上確保しているか			
	経路を構成する通路は、幅を120cm以上確保しているか			
	経路を構成する通路は、50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか			
	経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保しているか（段に代わるもの）			
	経路を構成する傾斜路は、幅を90cm以上確保しているか（段に併設するもの）			
	経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を越えていないか（高さ16cm以下のものについては、1/8を越えていないか）			
経路を構成する傾斜路は、高さが75cmを越え、かつ、勾配1/20を越えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けているか				
勾配が1/12を越え、又は、高さが16cmを越え、かつ、勾配が1/20を越える傾斜がある部分には、手すりを設けているか				
第4条 （特殊の装置）	特殊の装置を用いている場合、国土交通省大臣の認定があるか			